

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付について

本市では、本市に登録された地域猫活動団体等に対して、公益財団法人どうぶつ基金が発行する「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）」を交付します。交付を受けた団体は、公益財団法人どうぶつ基金の協力病院において不妊手術を受けてください。なお、チケット申請時には下記の同意事項をよく読み、同意できる方のみ、本市にチケット交付申請を行ってください。

同意事項

1. 事業中の事故については申請団体が責任をもって処理し、市や公益財団法人どうぶつ基金にその責を問わないこと。
2. 富田林市内の猫にのみ使用すること。
3. 不妊手術の際に当該猫の耳先にV字カット（さくら耳）を施すこと。
4. 交付されたチケットを他者に譲渡しないこと。
5. 必ずしも希望通りの枚数のチケットが交付されないことを理解し異議を申し立てないこと。
6. 手術の結果に対して異議を申し立てないこと。
7. その他、公益財団法人どうぶつ基金及び市の指示に従うこと。



「さくらねこ無料不妊手術事業とは」

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

リンク先

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>